



## 民法改正 I (消滅時効) について

弁護士 青木 一雄

我が国の民法典は明治29年に制定され、その後全般的な見直しが行われませんでした。今回大幅な改正がなされ、平成29年5月26日に新法が成立し、同年6月2日に公布されました。そして、公布の日から起算して3年を超えない範囲内で施行されることになりました。まだ、新民法が施行されていませんが、事前に理解しておくことは重要ですので、今回から民法改正の重要な点について説明します。

消滅時効の時効期間について要点を説明します。

1. 債権の消滅時効が①債権者が権利を行使できることを知った時から5年間（主観的起算点）②権利を行使することができる時から10年間（客観的起算点）と統一的な原則が定められました。

これにより、商法第522条の商行為によって生じた債権が5年の消滅時効にかかるとの規定が削除されました。

また、これまで短期消滅時効とされていた①医師や工事の設計、施工等の工事に関する債権（3年）②生産者、小売商人の商品代価、教育に関する債権（2年）③運送にかかる債権、旅館、飲食店にかかる債権（1年）等が削除され、すべて前記に統一されました。

2. 債権に関する人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効について新設されました。これによれば①債権者が権利を行使できることを知った時から5年②権利を行使できる時から20年となり、権利を行使できる期間が長くなりました（民法167条）。

また不法行為債権も、これにあわせて、人の生命又は身体に関するものについては一般的な3年間が5年間になりました。従って不法行為債権でもこの場合は①権利を行使できることを知った時から5年間②権利を行使できる時から20年間となります。

3. 協議による時効完成猶予の規定が新設されました。

当事者間の権利についての協議を行う旨の合意が書面でなされた場合、以下のいずれかの早い時までには時効は完成しないことになりました。これは当事者間の権利に関する協議をしている間に時効の完成を防ぐためだけの裁判等の訴えを回避しようとするもので、当事者双方にメリットがあります。

時効の完成猶予が認められる期間は①合意のあった時から1年②合意において当事者の協議を行う期間を定めた時はその期間（1年に満たないものに限り）③当事者の一方が相手方に対し、協議を拒絶する書面を通知した時から6カ月間です。

なお、再度の協議を行う旨の合意による完成猶予は有効ですが、その回数は本来の時効が完成すべき時から5年をこえることはできません。